

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定め
たため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年3月29日

東温市長 加藤 章



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の 存続期間	備考
集積1	東温市樋口乙 34	52-30	山林	1.88	5年	
	東温市樋口乙 56	52-52		1.34		
	東温市樋口乙 58	52-54		1.10		
	東温市樋口乙 59	52-55		0.45		

2 縦覧場所 東温市農林振興課窓口、東温市ホームページ

3 本公告により、東温市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定
される。

以上